



交通安全だより

第100号

平成27年7月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

交 通
安 全

セーフティさっぽろ

夏の交通安全市民総ぐるみ運動 ご協力ありがとうございました!

飲酒運転根絶 道民の集い

H27.7.13 (月)【道庁赤レンガ前】
飲酒運転による交通事故で犠牲になられた方々へ参加者全員で黙祷を捧げました。
また、AIR-Gのパーソナリティやコンサドーレの選手が、飲酒運転根絶メッセージを道民に発信してくれました。

手稲区・小樽市合同街頭啓発

H27.7.16 (木)【国道5号線】
手稲区と小樽市が合同で交通安全街頭啓発を行い、交通安全指導員や母の会会員がドライバーに啓発品を手渡し、飲酒運転根絶を呼びかけました。

スクエアドストレイト技法による 自転車教室

H27.7.16 (木)【真栄高校】
H27.7.17 (金)【龍谷高校】
スタントマンが交通事故の再現を行い、その衝撃や恐怖を生徒に体感してもらうことで安全意識を高めてもらい、ルールやマナーの遵守を呼びかけました。

飲酒運転撲滅

すすきのおもてなし縁市

H27.7.16 (木)【すすきの駅前通り】
すすきのおもてなし縁市の会場において、母の会会員が啓発品を配布し、飲酒運転の撲滅を呼びかけました。

7月11日(土)～7月20日(月)の間、夏の交通安全市民総ぐるみ運動が実施され、「子どもと高齢者の交通事故防止」、「飲酒運転、居眠りなど観光・レジャー型の交通事故防止」、「自転車・二輪車の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用」を重点に、各区でさまざまな交通安全への取り組みが行われました。

運動期間中、市内における交通死亡事故は、残念ながら1件発生し、1人が亡くなりました。

交通事故防止は市民一人ひとりの心がけが重要です。運動期間は終了しましたが、引き続き交通事故防止に努めましょう。

飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 乗る人には飲ませない



飲酒運転は絶対にダメ！！



平成26年中に北海道内で発生した飲酒を伴う交通事故で亡くなった方は19人で、残念ながら全国でワースト1となっています。また、今年に入り、砂川市で5名が死傷するという悲惨な交通事故も発生しており、飲酒運転根絶は、市民全員で取り組まなければなりません。

重大事故につながる危険性が極めて高い！

飲酒を伴う事故は、飲酒なしの事故に比べて致死率が約6倍(過去5年の交通事故から)となっています。



安全運転能力は確実に低下！

少量の酒でも、ハンドルやブレーキ操作などが遅れるほか、判断力の低下から横断する歩行者との距離や自転車の動きを見誤ったりします。

飲酒運転事故は飲酒運転の常習者に多い！

飲酒事故を起こした多くの運転者が、居酒屋などの飲酒先の駐車場に車を停めておくなど、いわゆる確信犯的なものが多く、かつ飲酒運転の常習者も多くなっています。

アルコールが 運転に与える影響と 飲酒運転の実態



ひき逃げ事故の最大の原因になっている！

ひき逃げ事故を起こした運転者の24.5%(過去5年)は、飲酒運転の発覚を恐れて現場から逃走しており、飲酒運転はひき逃げ事故の最大の原因になっております。



罰則は！？

酒酔い運転：飲酒量に関わらず歩行状態が不確かであるなど、酒に酔った状態(酩酊状態)が認められた場合。

酒気帯び運転：体内に一定基準以上のアルコールを保有している場合。

(基準値：呼気1Lにつき0.15mg以上)

運転者

酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両提供者

運転者が酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供者

運転者が酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両同乗者

運転者が酩酊状態にあることを知りながら、酒酔い運転の車両に同乗した場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
上記以外の場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



運転者だけではなく、周囲の人でも飲酒運転をさせないことが必要です！

自転車の飲酒運転も処罰の対象です！

酒酔い運転をした場合：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金